**令和５年度**

**第２回大阪府子ども施策審議会**

日　時：令和６年１月17日（水曜日）

 　１０時００分から１２時００分まで

場　所：大阪赤十字会館　301会議室

【議題１】（仮称）大阪府子ども計画について

■資料１について、事務局から説明

〈委員〉

・いろいろ議論を反映して修正していただいてありがとうございます。そのような中で、少し恐縮ではありますが、子育て当事者の立場で改めてこの計画案を眺めたときに、こういった視点や項目が入っていなくて良いのだろうかなと思うことがありましたので、少し共有させていただきます。

・実は私自身も京都や東京に住んでいた時期がありますし、大阪には今住んでいて今後もずっと住み続けるつもりでいるのですが、子どもができてこちらに引っ越してきて気になっていたのが、受動喫煙や、自転車も含めた交通マナーの問題が、やはり大都市の中でもかなり悪い状態にあるというところです。私が住んでいる高槻市は比較的落ち着いているのかもしれませんが、そこでもやはり東京など首都圏に比べると、かなり歩きたばこをされる方が多いですし、交通マナーもちょっとひどいなと思う時が多いです。そういったところは健康な男性の私でも気になっているので、妊婦の方や、小さいお子さんと一緒に歩かれる方にとっては、もっと気になっておられるかなと思います。そういった受動喫煙の対策や交通マナーの改善などに代表されるような、子どもが健やかに成長できる、子育て当事者が安心安全を実感できるような健康面・安全面での環境整備の取り組みが、今の計画案を見渡した限りだと具体的に書かれていないので、何か項目として加えていただくか、あるいはどこかにもう少し具体的に明記していただけると、そういった問題にも取り組んでいくということがわかりやすくなっているのかなと思いました。私自身も移住した当初は「これも大阪の文化の一部だから仕方ないのかな」と捉えていた部分がありますが、やはり子どもたちのためにあきらめずに取り組んでいく必要がある内容だと現在は感じています。以上です。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・もし既に記載がありますよってことがあれば、ご指摘いただきたいです。

〈事務局〉

・ご指摘ありがとうございます。

・今、具体的にどこかに入っているかって言われますと、委員からご指摘ありましたような記載はございません。今ご指摘いただいた、健康面ですとか交通安全面っていうところで、項目を起こすのかもしくは実際に今後、個別の取り組みの下に具体的な事業というのがぶら下がってまいりますので、その中でもう少し見えるような形で入れることができるかどうかというのを含めて、改めて事務局の方で検討させていただきたいと思います。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・私、今の委員の話を聞いていてなんていうんでしょう、「こどもまんなか」っていう一番初めに掲げてくださっている、そこって前の例を挙げましたがフィンランドとかだったら、本当に子どもの権利というのがすごくもう一人一人の市民に浸透しているので、そこが違うんですね。今おっしゃったところが本当に違うので、何かそういう、こどもまんなか社会っていうところにそういった交通だったり受動喫煙なども含め何か社会環境を全部関連するんだよみたいなことが、どっかで見えるといいなと思いました。すみません漠然とですけど、すごい大事なことをご指摘いただいたかな。ありがとうございました。他いかがでしょうか。はい、お願いします。

〈委員〉

・事前の意見聴取等でいくつか出させていただいてますので、反映されてる部分があるかと思うんですけども、ちょっとあえて繰り返しなのかもわかりませんけども、例えば10ページですとか、11ページ、「社会全体で」という言葉が入っているんですが、なんとなく、社会全体というとあまりにも大雑把すぎて、私は関係ないよと、うちの会社は違うよねっていうそういう認識を持たれてしまうとまずいのかなと。これはそれぞれの個人もそうですし、公私と言えばいいのか、官民と言えばいいのか、企業や団体すべてがその意識を持ってもらう必要があると思いますので、もし踏み込んで書けるようでしたら、「公私あるいは、官民の企業団体という団体やそれぞれの個々人」というようなことも、はっきりと明記していただくということがいいんではないかなというふうに思いました。例えば、10ページの段落が変わった中段のところ、「また、子どもや家庭が地域や民間団体等も含めた社会全体」とあるんですけども、こう書いてしまうと、会社経営者の人が読み込めば民間団体にも見えるのですが、この民間団体で例えばＮＰＯとか、自治会とかそういうもんだよねというふうにとってしまわれると、私の会社は関係ないということになります。後半に続きますけども、ワークライフバランスですとか、家庭と仕事の両立というようなことに関わってくるのであれば、ここのところも企業・団体ということが関わってきますし、また公の行政機関もそこに加わってくると思いますので、できましたらもう少しそういった具体性というか、社会全体というのはこういうものなんですよということが明記されれば、一番いいのではないかなと思います。

・それが一点と、随所にワークライフバランスという言葉ですとか、様々な言葉で入れていただいておるんですけども、また親御さんがおられない家庭もあって恐縮ですが、一番大切なことはやはり家庭で、家庭で子どもとしっかり向き合える時間を与えてあげる、あるいは家庭でどうやって子どもとしっかり向き会えばいいのかということを伝えてあげるということが一番重要だと思いますので、そういった表現をどこかに入れていただきたいと思います。こどもの家庭の居場所づくりという項目がありますが、ここに入れるのはおかしいかもわからないんですが、子ども食堂だとか、放課後の子どもの居場所づくりという言葉はあるんですが、子どもが一番良い場所として適切なのは家庭だと思いますので、そこで子どもが母親もしくは父親あるいは別の家族としっかり関われるようなそういう居場所づくりが大切だよという必要があると思います。長くなって恐縮ですが、私ども教職員と話してましたら、ちっちゃい子どものいる先生もいるんですけども、年配の先生が、ちゃんと一緒にご飯を食べてますかという話をしたら、いやいや子どもを先に食べさせて、私は後でゆっくり食べてますと、スマホ観ながら。こういうことがあって、それじゃ駄目でしょと、やっぱり子どもと美味しいねとか、これってこういう食べもんだよということを一緒に食べながら、一緒に話をしながら食べるというのが大切であって、別に後でゆっくり食べたいのはわかるけど、別々に食べるのも違うでしょうというような会話がありました。

・また、これもちょっと意見の中で入れさせてもらったんですけども、私、堺市で主任児童委員をしてまして、南区の主任児童委員会で、先ほど申し上げた、やっぱりその子どもの居場所として、家庭でしっかり両親と向き合うようなそんなことが一番大切なのに、今は、子ども食堂だとか、労働政策もあるんでしょうけども、とにかく預けられる場所をたくさん作ればいいというようなことがでてくるのは、それはちょっと違うんじゃないでしょうかというような意見も出てましたので、そういった事情も踏まえて、少し先ほど申し上げたようなことを盛り込んでいただくということをお願いします。

〈会長〉

・ありがとうございました。もし関連するご意見、同じところの点で、追加補足大丈夫でしょうか。はい、ぜひこの2点もまだご検討いただけたらと思うのですが、今何か。

〈事務局〉

・今ご指摘いただいた部分については、実は意識をして、これまでも部会の方でもご意見をいただいたっていうことがありますので、地域っていう部分の具体的なところの事例ということで、先ほどご指摘ありました10ページですとか、あとですね、11ページの次代の担い手となる若者の視点の中に、「地域や民間団体等」というような形で、その「等」の中に、当然、企業とかいろいろな方も含めてという意味合いでは書かせていただいてるんですけれども、さらに、先ほどの企業とかっていうのがちょっと見えないんじゃないかっていうようなご指摘の部分については、今あくまで素案っていうところで書かせていただいてる状況ですので、今後、骨子を作っていって、最終計画になるときに、前書きの部分っていうのが当然出てまいりますので、その辺りで実際に、「～～～などの地域や社会全体で」みたいな形で、もう少し見えるような工夫ができたらなというふうにも考えてございます。

・あともう一点ご指摘いただいた、子どもに向き合うようなところっていうのが家庭のところが少し書かれていないっていう部分につきましては、これも先ほどご指摘いただきました41ページの仕事と生活の調和の推進のところにですね、現状と課題のところに、そういうご指摘も踏まえまして、男女に関わらず、子どもに向き合える時間が確保できるようにっていうことで少しその趣旨を加えさせていただいたところでございます。

・ただ、一緒に食事をしたりとかっていう部分については加味できておりませんので、40ページ、41ページのところでもう少し何か工夫できないかっていうところについては、事務局の方で少し検討させていただけたらなというふうに思っております。以上でございます。

〈会長〉

・ありがとうございます。

・私もちょっと思ってたのが「見える化する」、「可視化する」ってことがすごく大事だろうなと思って、選択できる、つまり子ども食堂だけじゃない、放課後居場所だけじゃない、家庭というのはもちろんあって、でも家庭が家庭の事情で、それができないおうちがあるので、補完するという意味で、子ども食堂が始まった、居場所が始まったわけですから、何かそこ先ほどの委員の主任児童委員さんの中でね、変わるものではなく、選択肢がたくさん豊富にあって、それぞれの家庭や子どもが選べるっていうことが大事だと、こっちがあるから家庭はもういいんだっていう話ではない、なんか選択肢なんだろうなってそれが子どもの居場所っていうところだけで、あちこちで今おっしゃられた意見は、以前からよく言われていて、子どもの貧困対策とか子ども対策をするたびに、家庭をもっと家庭に力をつけないといけないんじゃないかみたいな意見が出るので、何かバランスを取れて、見る人が誤解のないようになったらいいなと思ってお聞きしていました。ありがとうございます。

・それから企業のところですね、先ほどちょっと紹介しましたが、実は、私の取り組みがグッドデザイン賞を取ったんですね。そのグッドデザイン賞を取った理由が二つあって、多様性の創設ということは言われているけれど、なかなか難しくてできていない、いろんな多様性を包摂する取り組みだということと、それから、ビジネスモデルだということを言われたんですね、つまり、企業、明確に企業を明示していくっていうのも戦略じゃないかなって今おっしゃった、ほとんどの方が企業で働いておられるわけですから、先ほどのすべての府民に参画してもらったり意識してもらうためには、企業っていうのがなかなか思い切って一歩出しているところがないということですね。この福祉と企業のビジネスモデルみたいなものがないっていう、変なビジネスは話題になっていますけど、そうじゃなく、健全なモデルを作っていく必要があるっていうのが国全体の流れでもあり、そういう意味では、ご指摘の、どういうふうに書けばいいのかまた議論していただいたらと思うんですが、民間団体等というところに企業があるとはあんまり思わないかもしれないですね。その辺、先ほど申し上げた第一歩大きな一歩っていう意味では、なかなかそこまで踏み込んでいないから、グッドデザイン賞をもらえたっていうのもありますので、そこへ大阪府全体として踏み込んでいきましょうみたいなことは、私はとても大事な意見かなと思います。

どういうふうに見せて行ったり書いていったりとかちょっと検討なんですけど。ほかいかがでしょうか。はい、お願いします。

〈委員〉

・15ページの基本方向3で、若者が自らの意思で将来を選択するというようなところがあって、それは非常にいいことなんですけども、自らの意思で選択できる人はいいと思います。ところが、実際問題としてなかなか自分の将来について選択できない子どもが結構多いと思います。だから、そこの子どもたちをどうしていくかっていうところが課題。選択できる子どもは目標に向かって、いろんな支援があることが示しやすいとは思う。だから極端に言うと、昔なら学校の先生が「あなたこういう性格だからこういうの向いているのでは。」とか、そういう何かアドバイス的なものがあってそっちの方向に行くとかそういったこともあったと思います。そういった意味で、気づき、自分に合ったものを気づかせてあげるとかいう取り組みも非常に重要なのではないかと思います。それでもやっぱり選択できない子はいると思います。だからそこをどうするかという部分はなかなか難しいところはあるんですけれども考えていかなくてはいけないかなというふうに思います。

・あと、私、行政を預かっている立場の者としまして、各自治体、うちの自治体は子育てに力を入れてませんっていうような自治体はまずないと思います。ですから各自治体で子育てに力を入れてるというところなんですけども、逆にそのことによって各自治体間で色々な取り組みがあるが故にバラバラで格差が発生してるというのはある意味実状だと思います。ですから。うちでも去年の4月から給食費の無償化とかも実際、やらしてもらったんですけれども、もうそれをとっても、各自治体でバラバラっていうようなところであるので、やっぱりあんまりそれ自身は好ましい状況ではないように私は思うので、そこは少なくとも大阪にいたら、基本的にはそういったところは同じようなサービスが受けれる~~よ~~という状況の方が望ましいのかなというふうに思いますので、そういった取り組みも自治体間で話するとか、大阪府の方で主導を取ってもらうとかいうことも考えながら、できたらどこに行っても同じサービスを受けられる状況を目指して行くべきじゃないかなというふうに思っています。

〈会長〉

・ここの文言に何かそういうことが入れたらいいなっていう、具体的なご意見というよりは。

〈委員〉

・将来的にそういったところを目指していくというようなことも入れられるのかなと。

〈会長〉

・ありがとうございます。

・大阪府の皆さん何かございますか。

〈事務局〉

・ご指摘ありがとうございます。

・今ご指摘いただきましたように、若者が自ら選択できる・できないっていうところについては、できる方もいたり、できない方もいたりっていうのが多分現状だと思いますので、実際それがなかなか難しいっていう子どもたちに対して、実際、支援につながるようなところっていうのは具体的に現行でもやっている内容もございますし、そういうところは継続して新しい計画においても、支援はしていくっていう形になろうかなというふうに思ってございます。

・あと、大きなご指摘をいただいた部分については、今、ここで何とも言うのは難しいところがあるんですけれども、それぞれ各市町村さんの方で個性を出して、取り組んでいただいてるところもありましたり、実際、ナショナルミニマムといいますか、全体として国として支援をしてもらわないといけないというのも当然ございますので、そのあたりは、また少し議論をしていかないといけないのかなっていうふうには府として思っております。以上でございます。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・すみません、私も選択のことと、もうちょっと私も発言したので、すいませんありがとうございます。例えばですね、私が思ったのは、選択って、選べるっていうためには、誰にでも平等に見えないといけない、可視化されていないといけないというところが、今回、貧困調査させていただいていて、なかなか見えていないということもちょっと何となく掴んできていますし、なのでやっぱり見える化させていく可視化していくっていうことをどこかに、可視化したときに選択できる子とできない子がいる、選択できる家庭とできない家庭がいるっていうのは、おっしゃる通りなんですけど、その前段に、例えば、うちの大学で他の孤立・孤独の委員会で宮本太郎先生も同じこと、自分の大学でちょっと学生にアンケートをとったり調べたりしたら、3分の1の学生たちが今大学生で、もっと自然にアウトリーチではなく、これ事務局にこの前お話なんですけど、アウトリーチじゃなくもっと自然につなげたら、そのしんどい人はアウトリーチしないといけないと思うんですけど、そのボーダーラインの人たちにとったら、もっと早く何かこういうのがあるよっていうのが自然につながったり、自然に知れたら、すごい良かったっていう思いを持って、教育・福祉ってうちの大学に受験してあるんですね、もう高校の段階で、それを明確に意識を持って、そういう人が3分の1いたっていうのでちょっと驚きました。だから、もっともっと自然に届けてほしい。だから、アウトリーチっていうのももちろん大事なんですけど、自然に届けるっていう、あなたは大変な人だから届けてますよということではなく、もっと30％ラインって私いつも言ってるんですけど、そういうことが必要なのかなそれが選択できる人とできない人っておっしゃった通り、委員がおっしゃった通り、選択できるってのも一部ですよね。なので、大きくは自然につながっていくとか、自然に見える化していくっていうことが大事なんだろうなっていうふうに思いました。

・だから可視化していくってことと、自然につなげて、つながっていくっていう仕組みをどう作っていくのか、多分いろんなところにスキームとか、言葉ってそういうことを意図しておられるんだろうなとは思いつつ、もう少し、２つのポイントを明確に書いてもいいんじゃないかと思いました。可視化していくっていう全体が、誰にでも見える化していくことと、そこは残念ながら、まだまだ十分じゃないと思いますので、全体に見える化していくっていうことと、自然につながっていくような仕組みを、大阪府としてモデル提示していくのかっていうようなことがちょっと思いました。

・ごめんなさい。長くなって先ほど委員がおっしゃったところは、多分、アウトリーチなんだと思うんですね、11ページの3つ目の下から2行目にアウトリーチなどによって、届けていくっていうことを書いておられて選択できない人には届けていくっていうことを一応、書いておられるのかなと。そこがつながるようになればいいなと思いました。

・2点目の委員がおっしゃった2点目については、大阪府さんはすごい各43市町村を取りまとめてやっておられる、都道府県の中ではすごい、他ではない私は確か都道府県を見ていて、他ではない教育にしろ、福祉にしろ、市町村を取りまとめて推進しようとしてはるっていうのはすごく感じます。それがより見えるといいのかなと、今の1行足していくっておっしゃってくださったんですけど、すごい素晴らしいこと府は取り組んでおられると私は思っていますので、何かそこが明確に書かれてもいいのかもしれないなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい委員、どうぞ。

〈委員〉

・2015年のとき、大阪府が子どもの生活に関する実態調査を分析して、その際に経済的資本はどうなのか、文化的資本はどうなのか、人的資本はどうなのか、社会的な資本はどうなんだろうとそのような視点で今日の説明を聞いていました。例えば、この10年間ぐらいで言えば、ある意味で経済や社会的資本という意味において、例えば、中学校給食というのは大阪にほとんどなかったのが、定着して、みんな共有できるようになった。しかしながら、100％の喫食状況はどうなのかっていったら、全員給食のところもあれば、選択性のところもあって、まだ50％もいっていない、寂しいなんかちょっと前の問題も含めてありましたから非常に喫食率がちょっと低いとか、中学校の関係も含めてですね、いろいろ含めてあるわけですね、こういう部分で、例えば負の連鎖って表現しているところで、断ち切れるかなっていうなことも思ったりしています。例えば、アメリカでは、ヘッドスタートっていう事業があったりとか、イギリスではシュアスタートなど各国がいろんな負の連鎖を断ち切るためにっていうような事業をやられてるんだけど、今日説明された状況で、負の連鎖っていうことにできるかなっていう気もしてるわけです。例えば、しっかり自己選択できたり、社会的な自立できる青年を育てようと思ってもですね、力を持って高校を卒業できないまま社会に出ざるを得ない、そして転職を繰り返し、同じような環境の方と、手の届く範囲で結婚し、そして大半が若年結婚で、女性が被害に遭うような状況等も含めて言われてるんですよね。

・子どもの育ちを言うときに、例えば、6歳までの育ちをどう保障するかっていうのがものすごく大切な課題だというふうにアメリカなんか言われてて、例えば、メアリー幼児教育計画の実践が、教育の方なんかで紹介されてます。大阪府も確かに非常に素敵にですね、例えば、高校における、いわゆる学力保障ということで、エンパワーメントスクールみたいな関係のやつをやったりとか含めてやってるんだけど、けど高校でやっても遅いんではないか。６歳までの育ちと、そしてその状況の中での、十分育ってなかった子どもたちが小学校の段階、中学校の段階で、エンパワーメントスクール的な趣旨みたいな関係の部分を取り入れてやれるような、そんなふうな状況とかいうような、そのアクセントなんかが要るのではないかなっていうことを思っています。

・それからいっぱいあるんですけど、例えばCSW事業なんか非常に早いくから取り組んでいたり、SSWなんかも非常に素敵な実践がやられてますね、だけど、当初、今もそうですけれども、そうだと思いますけれども、全中学校区に1人、というようなことで行った時に、現状、私は今、富田林に住んでるんですが8中学校あるんですが、CSWは事業に4名で、社会福祉協議会に委託、8名から6名になり、さらに、富田林の重層的支援体制整備事業は、2023年度からやったんですが、その際に、また2名CSWが減らされたりとか、そういう意味では明らかに目標設定をした部分等についてはやっぱりずっとここの自治体と連携しながら、きっちり配置していくっていうようなスタンス等を含めて、ぜひお願いしたい、もう一点、最後にやっぱり児童虐待というときに、これを防ぐための手だてどうするのかっていうことを含めて、やっぱりエマージェンシー、非常事態なわけですね、それに対して何か事業みたいな関係部分を想像したりするということが大切だろうということで、私の地域ははもう20年以上ぐらい前から、児童虐待の防止プログラムに取り組んでいて、最近では、例えば、堺から、羽曳野から、河内長野から、大阪狭山市なんかからもその事業メニューを受けたいということで、わずか13人ぐらいしか1年間の定員はないですが、そこに5つの自治体の市民の方が参加して、何とかやっぱり虐待気味の自分から脱出したいという取り組みをやられたりとか、なんかそういうエマージェンシーな状況に対するちょっとアクセントがついた事業みたいな関係ができたらなっていうことをちょっと思っています。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・具体的に見ると25ページの教育・保育内容の充実っていうところだったり、虐待のところはまた別ですけど。特になければ意見として、府の方はいいですかね。

〈事務局〉

・はい。

〈会長〉

・私も今のエンパワメントスクールとか虐待の関係で言うと、大阪市で「生きる教育」っていう本も出されて、取り組んでおられるんですね。そういったエンパワメントスクールとか、理念っていうんでしょうかね、子どもたちが、親になっていくということを考えて、その本質を教育の中にどう入れていくのかみたいなことは重要かなと思っていましたので今のあたり、教育・保育内容の充実というところなのかちょっとわかんないですけど、また検討いただけたらと思います。ありがとうございます。他いかがですか。

〈委員〉

・小学校の方でも、今、キャリア教育の推進ということで、本校の、勤務が豊中市なんですけれども、キャリア教育でいろいろな方からお話を聞くという授業が入ってきております。本当に子どもたちの世界は意外に広いようで狭い、親の自分の育った環境っていうのはまだ感覚、経験も不足してますので、そこに対していろんな方のお話を聞くっていうところで、環境が広がるし、もちろん選択肢を広げるということで、やってるんですけど、やはりそれを選んでいるのが教師側なので、やはり、先ほど会長がおっしゃったように、自然にいろんな情報を入れるという手段っていうのは、子どもたちはなかなか育っていないので、その辺が教育の中で本当に視野が狭い、ちっちゃい、なんかキャッチ力がなかなかまだない子どもたちをできるだけ視野を広げるように、教育をやっていかなければいけないんですけれど、本当に今この中で関わる子どもたちもそれから想像できる家庭もたくさん出てきているので、本当に学校って今一番入口というか窓口というか、というところに私がいるということで、どうやっていったらこれがちゃんと実行できていくのかなっていうところで、かなり小学校・中学校の責任は大きいなというふうに感じております。

・14ページ15ページの辺りにそのキャリア教育っていうか将来を見据える教育の推進みたいなの実際行っているところでありますが、入っていてもいいかな、取り組んでいるところではありますのでそこらへんも入れていただいてもいいかなと思います。

〈会長〉

・ありがとうございました。まさにおっしゃってくださったようにこれを見たときに、学校側がこれをやっていけばいいんだみたいなね、形により近くなれば、今正直なとこ行ってくださったり、ちょっとどっからやっていけばいいのかとか、クラクラしてしまうみたいなところが多分おありだろうなと思ったので、それが委員がおっしゃられたエッセンスみたいなものが入るのかもしれないんですけど、つないでいくスキームみたいなのがあったんですけど、そういうとこもうちょっと具体的なこと、学校がこれをやっていけばいいんだみたいなことが見えるといいかなと、今の意見を聞いていて思います。

〈委員〉

・一委員としてご意見を申し述べさせていただきます。

・25ページなんですけども、幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進、この中の問題点としては、待機児童というのが、従前からの課題であるかと思います。各市町村のそれぞれいろんな対策を講じてこられてると思うんですけども、この項目を見させていただくと、教育とか保育の内容の充実ということにターゲット絞られてるんですけども、この取り組み項目の取り組みの方向性の中の「受け皿の整備」というのがございまして、ここの受け皿の整備の支援というのも、待機児童の中での重要な課題かなと。なぜこういうことを言うかと申しますと、私どもの会社の方もですね、事業内保育っていうのをやろうとしていまして、なぜこういうことを考えたかっていうと、女性の社員が結構活躍されてまして、結婚して子どもを出産、それで早く復帰したいということがあって、であればということで考えてたら、もうその待機児童でなかなか子どもを預けることができない、おじいちゃんおばあちゃんに世話にならないといけないということで、今はその中で事業内保育を進めているんですけども、こういった取り組みもですね、ぜひ開設の仕方もなかなかわからないですし、役所に行ったってなかなかあっち行ってください、こっち行ってくださいっていうそういうことですっといかないところがあって、議員さんにお願いしたりとかそういうことをしてるぐらいの現状なんです。ですので、この取り組みの中にその受け皿の整備ということで、環境の整備というのもちょっと取り組みの中に入れていただけないかなというふうに思いました。以上です。

〈会長〉

・ありがとうございます。

・環境の整備というのは、例えば会社内での事業保育をするときにわかりやすくとかっていう意味のことですか。

〈委員〉

・そうです。やりやすいような支援です。

〈会長〉

・ありがとうございます。貴重なご意見です。

〈委員〉

・私もひとり親家庭の方に関わっておりますけれども、23ページですね、子育てや教育保育に関する経済的負担の軽減と書いてくださってるんですけども、もう少し具体的に、高校の授業料の無償化というのは本当にありがたいことなんですけども、もっともっと貧困家庭がおって、高校の授業料が安くなっただけでは、子どもたちが進学したいときのその費用っていうのがね、進学したい費用じゃなしに進学するための塾代とか、そういうものをね、もうちょっと援助してもらえるような、そういうふうな取り組み、今ずっと聞いたんですけど、大阪市はありますよね。だから、府もすべてとは言いませんけども、ちょっと所得の条件があると思いますけども、少しでも貧困の家庭に援助していただけるようなそういう取り組みをしていただけたらなと思っております。よろしくお願いします。

〈会長〉

・ありがとうございます。貧困調査の項目の中にも、クラブに入ったときのサッカーのスパイクとかですねユニフォームとか、そういうのがすごく前回の調査でも話題になっていました。本体の負担が軽減しても、そこら辺がかかるので、子どもたちが選択すること選択できないっていう状況になってるってことですね。ありがとうございました。

〈委員〉

・計画策定部会でも申し上げたんですけど、先ほど委員の方から、受け皿の整備ということでお話がありましたんで、ちょっとあえて発言をさせていただきます。これ公の数字ですけれども、実は大阪府の待機児童っていうのは、私の資料が間違っていなければ、145名という数字になっていまして、そのときも、受け皿の整備はそれぞれの地域によっていうことでお願いをしたいという話をしました。それよりもその後に書いています保育士不足ということが大きな問題になっていて、例えば各市町村で13名とか7名とかいう待機児童であれば、ある施設に保育士が1人あるいは2人入れば、そこで解消できてしまうんですけども、それができない状態にあると。いくら施設を作っても、結局ある施設からそっちの施設に人が移動してしまったら、預かることができなくなるということがありますので、まずは保育士等の確保ということを優先していただきたいということをそのとき申し上げましたので、一応共有ということでお願いしたいと思います。それと、もう一点これはここで言っていいことかどうかわからないんですが、28ページにも高校の無償化が出ていました。

・それと、もう一点これはここで言っていいことかどうかわからないんですが、28ページにも高校の無償化が出ていました。私どもは私立学校経営してますので、実は大阪府の無償化っていうのは、授業料、確か63万までに抑えて、無償化をしなさいということをやっていて、おそらく私立高校の運営されてる方はとても困っているのかなというふうに思っています。

・保護者の立場からいうと無償化というのはありがたいんですが、運営主体の方にも十分な運営ができるようなことを保障した上で、無償化をしていくということが重要かなと思いますので、この部分ちょっと場合によっては記録から削除していただいてもいいかなと、それぞれの立場がありますので、思うんですけども、ちょっとそちらも踏まえてということで、共有させていただければと思います。以上です。

〈会長〉

・はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

〈委員〉

・変更とか内容については、この計画策定部会にも参加しておりますので、意見としてはございません。ただ26ページの学童期・思春期のところの「障がいのある子どもたちの教育の充実」というところで、年末にちょっと私の仲間のところにお伺いすると、支援学校が定員を大きく上回っているところがあるやに聞いております。ですから、クラスを二つに分けたりとか、というような状況で、物理的な環境が整わないのであれば、計画の方向性の後の計画の段階で、もしそうしたところあるようでしたら、検討いただければというふうに、お願いということでさせていただければと思います。以上でございます。

〈会長〉

・はい、ありがとうございました。

・それでは私からも間に挟ましてもらったので大きくは3点ですけども、ぜひお願いしておきます。

・可視化していくことと、つなぎっていうところと、生きる教育っていう辺りのところを出したつもりです。アウトリーチだけじゃなく、自然のつなぎっていうことをどこかに入れてくださってちょっと私が見えてないのかもしれませんがお願いします。

・それでは次の議題に進みたいと思います。大阪府のニーズ調査について事務局からご説明をお願いします。

【議題２】大阪府ニーズ調査について

■資料2～3について、事務局から説明

〈会長〉

・ありがとうございました。

・ただいまの説明についてご質問ご意見ございますでしょうか。

〈委員〉

・はい、ありがとうございます。こちらも回答する保護者の立場として考えてみたときに、少し気になる表現がありましたので、お伝えしたいと思います。

・具体的には、資料2－1と2－2共通の問17の子育てに関する親の感覚、養育者の感覚を聞く質問の中で、Ｃの「自分の子どもが結構うまく育っていると思う」と言う表現が気になった点です。このＣのところは「結構うまく」と表現するとすごく捉え方が難しいので、例えば、「自分の子どもは順調に育っていると思う」などに変更して、Ｈのほうも「うまく育っていくかどうか心配になる」という表現がありますので、「子どもの将来に関して心配になることがある」などの言い方に変えるのが良いように感じました。

・また細かいですがeのところも「子どもにしつけや教育ができている」という表現がありますが、しつけは強度によっては子どもにとっての害になることもありますし、しつけができていれば単純に良いと言えるものではないので、「適切なしつけ」というふうに変更してはどうかなと感じました。以上です。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・全部お聞きしてから何か府からあればと思います。

・いかがでしょうか。他の皆さん。

〈委員〉

・先ほどの委員と同じ資料２－１の問17、「子どもとの関わりが持てている」というような項目を1つ追加していただければ。関わりということでもいいですし、さっき申し上げました一緒に食事が取れているということでもいいのかなと思いますのでお願いをします。その次のページの問21のところなんですが、ここも先ほど企業も含めてというようなお話をさせていただいたんですが、自分の勤め先に相談をするということも１つあると思います。私ども教職員が、それは勤め先に相談していくのか個人に相談していくのか微妙なんですけども相談が入ることがあります。ですから、例えばhのところの「職場の同僚や上司」ということになると、あくまで個人に相談しているということになりますので、別項目で、「職場に相談している」あるいはこの同じｈのところに「職場やあるいは職場の同僚、上司」ということでそういった企業体に対しても相談をするというような意味合いの項目を追加していただければ思います。

・それともう1点が資料3－1のところの5ページ、問3－2とその次のページの（2）の方になるんですが、離職理由としておそらくこの給与の労働条件ということになってくるのかもわかりませんけども、他施設への転職というのが、もしここになければ追加していただきたいと思います。これも計画策定部会で申し上げたんですけど、だいたい今、保育士等の求人を見てみますと、ほとんどもう就業中の人たちなんです。結局はその就業中の人が別の施設に移動して、また1人抜けて何とか補充しないといかんと、いうようなことがもう蔓延をしていますので、転職という言葉をちょっと入れていただければと思います。

・ちょっといらん話を1つだけさせていただくと、実は私の関わる1つの園で、年末に公立園の試験に通ったので公立にいきますという話が出たんです。いや、今頃、言われてももうあの先生が集まらないし、ちょっと困るけどもっていう話をしたんですが、しょうがいないねと。そのおかげで、先ほどの待機児じゃないですけど、1人先生いなくなったんで、6人定員を減らして、和泉市に報告しました。今見たら、その人が行く泉大津の待機児童はゼロなんですけれども、そんなことが起こってて、ちょっと疑問に思ったので泉大津市に連絡を入れたんです。「就業中」と履歴書に書かれてたら、「今の職場大丈夫ですか」って聞くんですかっていう話をしたら、聞く場合と聞かない場合がありますと。そういった場合何か配慮もしくはできるだけ聞いてもらって配慮してもらえることはあるんですかというと、配慮は一切しませんと、点数に基づいて合否を決めますということをバッサリ言われてしまって、もうちょっと人情的な部分があってもいいんじゃないかなと、余計な話ですが思いまして、他施設への転職というようなことをこの中に入れていただければというふうに思います。先ほど、ちょっといらんこと言いましたけども、そんなことも含めてさっきの方針の中のところに、やはり公民あるいは官民の企業や団体というのも含めて、子育てとか、今回の施策を推進していくという必要があったのかなと思います。あえてちょっといらんことを言わせていただいて恐縮でしたけども、よろしくお願いいたします。

〈会長〉

・ありがとうございます。他いかがでしょうか。

・ちょっと今のお二方のご意見について府から何かありますか。

〈事務局〉

・はい。ご意見ありがとうございました。いただいた意見を事務局の方で検討させていただきまして調整したいと思います。以上でございます。

〈会長〉

・ありがとうございます。

・余計なこと言いましたと委員が言ってくださったところは、あらゆるところに実は起きていて、ソーシャルワークもそうですし、市町村の非常勤ベースの児童相談部署とかはみんなそうやってちょっとでも給料いいところへ、どんどん移動していって、この間までこの市じゃなかったのみたいなことが起きています。すごく難しい先ほどの条件整備やベースラインを一緒にできるのかどうかみたいなこととか、皆さん条件によって動いていかれるのはやむを得ないことになってしまうのでそんなあたりとも関連するのかな、さっきの話で言うと、府がどこまで取りまとめていけるのかみたいなところで、条件整備の提示をいただけるのかとかですかね、なんかちょっとそんなこと感じました。本音のところありがとうございます。各所で困っているところかと思います。よろしかったでしょうか。

・それでは次の議題に進みたいと思います。3番目の大阪府子どもの虐待から守る条例9条に基づく年次報告書について事務局からご説明お願いします。

【議題３】大阪府子どもを虐待から守る条例第９条に基づく年次報告

■資料4について、事務局から説明

〈会長〉

・はい。ご説明ありがとうございました。

・ただいまのご報告に関して、ご意見ご質問ございますでしょうか。

〈委員〉

・小学校の方でも、非常に府の方からもご支援いただいて、教員の方も子どもの虐待については非常に感度を研ぎ澄ませるというか、いろんな子どもの変化については吸い上げるようにしております。その結果ケース会議に至ったり、子家センの方にも、それから市の子どもに関わる担当課の方ともの連携しているんですけれど、どうしてもやはり命に関わる子の方が優先される傾向が、それは当然なんですけれど、教員からすると非常にこれは完全な虐待や、教育の機会が奪われているっていう状況に関しても、なかなか今も継続でいる子もありますが進まない、もう保護者がシャットアウトしてしまっていて、毎日訪問したりしていただいているけれど、進まない事案があります。大阪府内でもいっぱいあると思いますので、この事業の方をいろいろ充実していただいてるので、また今後継続していただきたいなと思いますし、子どもたちもですし、その保護者の人もいわゆる普通の生活っていう感覚が非常に多様化している。結果、それが虐待やってことにお気づきにならないご家庭もあるので、そこを学校から一生懸命伝えていますけど、それをもう少し対応できる何かしらの手立てっていうのがないのかなっていつも職員室の中での会話にはなっております。もう、こんな人たち一時保護でしょうっていう方も家庭もある中で、でもやっぱり命には関わってないし、子どもたち自身は他のことを知らないから困っていない。本当は困ってるように、私達は見えるけど、本人たちは困っていないから保護はできないよねっていうふうな案件が多分多発していると思います。コロナの後で、いろんな不安感が増してるので、またそういった子どもたちの数がこれからも増えていくとは思いますので、継続してご対応いただけたらます。以上です。

〈会長〉

・ありがとうございました。

・今おっしゃってくださったところがまさになんていうんでしょうね、貧困やヤングケアラーや、虐待やどれをとってみてもですね、国のいろんな調査でも本人が困っていない、今、委員が最後に発言された価値観がどう育っていけるかっていう問題だったり、家庭環境によってそれがうまく育たなかったりっていうことで、児童相談の仕事の本人が困ってて助けてって言って、つながってるケースっていうのは本当にレアでですね、ノー言っている保護者に何とか対応しないといけないっていうのが、児童相談所であり、市町村の児童相談の部署にお仕事になってるんですね。なので、もうまさに今日の話題になっていた私が強く申し上げたのは、そこが出来上がってしまってから変えていくのはなかなか難しいので、教育の中でどうやって生きる教育だったり、大切なことを伝えていくのかっていうことは、これ国の課題になると思うんですけど大事だっていうことと、自然につながることも。

・今の委員のおっしゃられた虐待だってもう、命には関わらない次のリスクの非常に高い子どもさんってなったら、もうなかなか余計変わっていかないんですけど、もうちょっと30％層、虐待で通告されているのは1,2％の層なんですね。だから、30％ぐらいの層の子どもたちを捉えることができて、そこを自然につないでいくことができたら、だいぶ変わるだろうっていう、今、委員がおっしゃったまさにそこに関係するのが、計画の中に入ることだと私は感じていますが、全体をうまく底上げしていくっていうことが、結局、今の特別に見えている家庭ですけど、そうではない今特別に見えてる家庭も生まれたときは98％かわいいとみんな思っていて、何とかしたいと思ってる。これはもう調査の結果はっきりしています。子育てをしていく途中でどこかでドロップしていってしまいますので、そこをドロップさせないっていうのはすごく変な言い方ですけど、少なくしていくっていうことが大事なのかなと思いました。

・もう一つ、今、委員がおっしゃられたところでいうと、研修の中で、例えば、親支援の、親御さんに向けての研修であったり、これは乳幼児の前の方のことになるのかもしれませんが、親支援プログラムを赤ちゃんプログラムっていうのも実は１つそういう意図で、おぎゃあと生まれたときにやっていこうみたいな、委員がおっしゃられたヘッドスタートにも関係してくると思うんですけど、そういった部分とか、教員への研修だったり、親御さんへの直接の研修だったりみたいなところは、今の発生予防の取り組みの中にあるんでしょうか。すいません、今のご質問に関していいでしょうか。

〈事務局〉

学校の先生への研修は教育と連携して取り組んでいるところでございます。親御さん向けの研修という建付けでは研修という形では行っておりませんが、親支援プログラムという形で適宜、関わっていっているところです。

〈事務局〉

・報告書の中にも市町村における取り組みとして、保護者支援プログラムの実施ということで、市町村で取り組んでいただいているプログラム名を記載させていただいています。ただ、例えば、要保護の状況にある家庭の親御さん向けのものから、ポピュレーションに近いものまで、市町村で取り組んでいただいている内容にもかなりバリエーションがあるように思います。先生がおっしゃったような予防的な取組、というところでは、市町村の方で、出産前の親御さんであるとか、あるいは出産直後の方を対象にというようなことで様々取り組んでおられることと存じますけれども、我々の方ですべての取組を網羅的に把握することは難しく、この報告書の条例報告という中においては、虐待防止に特化した保護者支援プログラムを記載させていただいている状況でございます。

〈会長〉

・6ページにある発生予防の取り組みっていうところに、今すぐじゃないんですけど、委員のお話もありました、大阪府の中でどれぐらい、どんなふうに進んでるのかっていうのが見えると、いろんな市町が横を見て、例えば競争的にうちもやろうってなっていったりすると思うのでそういうことももしここが適切なのかどこなのかわかんないですけど、先ほどの計画策定の方なのかもしれないんですが、あの見えるといいなと思います。

〈委員〉

・質問と意見があります。

・子ども家庭センターに私は自分が現役で児童課にいたときとか、色々なときにずいぶん世話になったりしました。ちょっとやっぱりケースを担当する関係の職員の数がちょっと足りないのではないかなと、そのときに、非常に実感しました。

・ここはぜひ検討していただきたいなということ1つと、児童養護施設の数は大阪大丈夫だろうかなっていうふうに思ってます。具体の何か所あって何人の子どもたちが、そこで支援を受けているかっていうは聞かせていただきたいというふうに思います。ちょっと前だったら、だいたい1施設平均60人掛ける500施設くらいが、全国の数字だというふうに言ってましたけれども、そこがどうなのか。あと、意見ですけれども、トロントの子どもアドボカシーの関係にちょっとツアーで行って勉強したりことがありました。多分、子ども家庭センターと重なるんかなというふうに思いましたけれども、そこで、より印象的に思ったのが、施設がトロントの概念が施設型っていうよりも、里親型なんかですね、里親とうまくいかないケースもあったりします。面会する権利が年１回あるとか、例えば児童養護施設に入っている場合も、そういう権利があるとか、同時に、退園した後ですね、のフォローみたいな関係も含めてですね非常に丁寧にやってまして、大阪においても、CVVという施設を退園された青年たちを支援する民間の取り組みは、私の所属している人権協会なんかもその一員になっているわけですけど、そういう取り組みがあったり、また同時にその活動をトロントの場合でしたら州が予算を作ってですね、サポートしてる、こういう関係とかも含めてですね、ある意味で、そこで言われたんですが、最も社会的な応援のないジャンルだよ。

・親の関係のやつがいいわけないわけですし、もうむしろ施設のスタッフが親代わりになってですね、しっかり支えていただいたりとかいうようなことも含めてあってですね、その辺で大阪ならではの充実した取り組みみたいなやつをちょっと期待ををしたいというようにちょっと思います。

〈会長〉

・ありがとうございました。府の方で何かありますか。

〈事務局〉

・子ども家庭センターの職員の人手が足りていないのではないかというお話に対してですけども、大阪府の方も計画的に、子ども家庭センターには児童福祉司と児童心理司が配置されているんですが、そちらの増員というところは計画的に進めている状況にあります。引き続き、計画的に増員を進めてまいります。

〈事務局〉

・続きまして、児童養護・社会的養護の部分についてお答えさせていただきます。委員からご質問があった大阪府内の児童養護施設については、現状25ヶ所ございます。ほかに乳児院4ヶ所、児童心理治療施設3ヶ所でやらせていただいておりまして、だいたい施設の定員で言いますと全体で1600人程度で推移しております。

・全体の数についてなんですけれども、この子ども施策審議会、計画にも包含されてきますけれども、特に、次年度検討を進めていくことになっている都道府県社会的養育体制整備計画、こちらの中で、今後議論させていただきたいと思っております。全体的な動きとしては、国は里親を重視し、施設の規模を小規模・地域分散化していきながら、里親におけるより家庭的な養育を目指すという形に方針としてはシフトしているというところもございます。

・一方で、大阪府において、これまで社会的養育の現場において児童養護施設に担ってきていただいた現状も見ながら、しっかり議論していきたいと思っています。

・もう一点、アドボカシーの話が出てまいりました。普段、施設の先生方ももちろんいろいろ子どもの意見を吸い上げてはおられるんですけれども、それとはまた違う立場で、アドボカシーという形で児童養護施設の方を訪問させていただいて、子どもの意見を聞く事業は令和3年度からモデル事業として実施させていただいております。

・このモデル事業を、令和6年度から、ここは努力義務になるんですけれども、各社会的養護下にある子どもたちに展開していく、徐々に広げていきたいと思っておりますし、加えまして、法改正の中で、子ども家庭センターのケースワーカーが、これまでももちろんやっていることではあるのですが、子どもたちを例えば措置する、一時保護する、措置解除する、こういったときに子どもの意見をしっかり聞いてフィードバックをしてという形、これが義務化されております。

・また、子どもたちが、特に意見を言いたいという場合に、その受け皿になる機関を整備するようにという内容にも取り組みます。こちらの方も今制度設計を進めているところでございます。詳細な部分につきましては、今後の社会的養育体制整備計画検討の中でご議論させていただきたいと思っております。以上でございます。

〈会長〉

・丁寧なご説明ありがとうございました。

・今、大きく法改正をしてどんどん動いている。そこに大阪府はいち早くですね手がけておられるっていうご説明かと思います。特徴例は一つだけ、アフターケア事業部なんかはね、大阪府が独自にやっておられて総理官邸で貧困の国民運動を立ち上げるときに、呼ばれておられましたので、すごく全国的に特徴的なのは何だろうというご質問でしたので、そういったことも他の都道府県では出てきておられないこと。

・はい、ありがとうございました。ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、この案件はこれで終わりたいと思います。

・それでは議題4については、いかがでしょうか。何か本日、その他何かありますか。

〈事務局〉

・ございません。

〈会長〉

・ありがとうございます。

・それでは今日予定した案件は以上でございます。ちょっと時間オーバーしてしまいました。皆さん活発なご意見を本当にありがとうございました。ぜひ計画に生かしていただき、何度も行ったり来たりして、事務局の皆さんには大変お手数をかけていますが、ぜひ良いものを作っていっていただけたらと思います。どうも本日はありがとうございました。事務局にお返しします。